

## 網走海区漁業調整委員会指示第1号

オホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により次のとおり制限する。

令和5年(2023年) 2月10日

網走海区漁業調整委員会会長 横内 武久

### 第1 操業の制限

#### 1 操業の制限

2に掲げる制限海域及び3に掲げる制限期間において、固定式刺し網漁業を営んではならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (1) 固定式刺し網漁業の操業について網走海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者が、当該承認に基づき操業する場合
- (2) 北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号（以下「規則」という。））第5条の許可を受けた者が、当該許可に基づき操業する場合
- (3) 規則第52条の許可を受けた者が、当該許可に基づき採捕する場合
- (4) 漁業権又は入漁権に基づき固定式刺し網漁業を営む場合

#### 2 制限海域

枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以東、斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以西のオホーツク総合振興局管内沖合海域。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

#### 3 制限期間

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

### 第2 操業の承認

#### 1 承認海域

次の承認海域において固定式刺し網漁業を営もうとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 雄武海域  
次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- (2) 沙留海域  
次の基点第2号、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- (3) 紋別海域  
次の基点第3号、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- (4) 湧別海域  
次の基点第4号、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(5) 佐呂間常呂海域

次の基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(6) 網走海域

次の基点第6号、点6、点7及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(7) 斜里海域

次の基点第7号、点7、点8、点9、点10、点11及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(8) 沖合海域

制限海域から基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く海域

(基点及び点の位置)

基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第5号 湧別町と北見市常呂町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第6号 国土地理院3等三角点 北能取山から337度36分54秒851.19メートルの点

基点第7号 北海道水産部三角点水T6から95度57分52秒、497.83メートルの点

基点第8号 国土地理院4等三角点 宇登呂

基点第9号 北海道水産部図根点 No.4 (北海道水産部三角点水T16～) から29度368.37メートルの点

基点第10号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から43度30分、25,000メートルの点

点2 基点第2号から35度30分、25,000メートルの点

点3 基点第3号から35度30分、25,000メートルの点

点4 基点第4号から26度30分、24,000メートルの点

点5 基点第5号から22度30分、20,000メートルの点

点6 基点第6号から15度30分、20,000メートルの点

点7 基点第7号から21度45分、20,000メートルの点

点8 基点第8号から350度、9,000メートルの点

点9 基点第9号から277度30分、7,400メートルの点

点10 基点第10号から322度30分、5,300メートルの点

点11 基点第10号から32度30分、21,800メートルの点

2 操業区域

承認海域のうち漁業種類ごとに別に定める区域とする。

3 操業期間

4月1日から12月31日までの間で漁業種類ごとに別に定める期間とする。

#### 4 漁具漁法の制限

漁業種類ごとに別に定めるものとする。

#### 5 使用漁船の制限

総トン数20トン未満の動力船とする。

#### 6 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度、委員会の承認を受け誠実に営んだ実績を有する者
- (2) 委員会が特に必要と認めた者

#### 7 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は承認しない。

- (1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配する恐れがあると認められる場合
- (2) 操業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
- (3) 同一漁業者が2隻以上申請した場合

#### 8 陸揚港の制限

住所を有する市町村の地区内に1港とする。

#### 9 漁獲物の陸揚げ制限

漁獲物は、天災その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。

#### 10 漁獲物の検量義務

漁獲物は地区の漁業協同組合の指定する場所で組合の検量を受けなければならない。

#### 11 操業の条件

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 漁具には標識を付けるとともに、当該承認船舶名を明瞭に表示しなければならない。
- (2) かに、さけ、ます、つぶ、及びかれいを採捕してはならない。

万一これらが採捕された場合は、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻し、船内に保持してはならない。

#### 12 操業協定の締結

承認に基づき漁業を営もうとする者は、操業の秩序維持を図るため必要に応じて他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。

#### 13 承認証の携帯義務等

操業の承認を受けた者が、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させるとともに、別に定める承認章旗を掲揚しなければならない。

#### 14 指示事項

操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認め指導する事項に従わなければならない。

#### 15 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

#### 16 取扱事項

この指示に定めるほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「事務取扱要領」によるものとする。